

シ・1・0（有効・保存期間：令和12年3月末）

一般(備ニ、サヌ、搜一、交指)第252号
令和7年8月25日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

大規模災害の最初期における情報収集・集約の更なる強化について(通達)

大規模地震・津波等の大規模災害発生時において、救出救助・捜索活動、交通対策等の初動対応を十全に行うためには、発災後24時間（以下「災害最初期」という。）における被害状況等に関する情報の収集・集約、警察庁への報告等を迅速かつ的確に行い、特別派遣部隊の活動に資することが極めて重要である。

各所属にあっては、下記事項に留意の上、災害最初期における情報収集・集約等の更なる強化に努められたい。

記

1 体制の早期確立

(1) 災害警備本部の早期構築

夜間・休日における発災に際して早期に体制を構築できるよう、平素から所属職員に対して迅速な参集に係る意識付けを行うとともに、災害警備本部立ち上げ訓練等を実施して、参集した職員に任務付与等を行う手順を確認すること。

(2) 幹部職員の参集における警ら用無線自動車等の活用

状況が刻一刻と変化する災害最初期においては、幹部職員の不在により対処に支障が生じるおそれがあることから、災害警備本部長、同本部副本部長、警察署長等の幹部職員の参集に際しては、必要に応じて警ら用無線自動車等による緊急輸送を行うなど、体制の早期確立に配意すること。

(3) 迅速な安否報告等

発災時に職員の安否を早期に確認できるよう、平素から、所属職員に対して迅速な報告について指示するとともに、通信が途絶した場合を想定して、自宅又は帰省先近くの警察施設に赴いた上の報告等、代替手段についても指示すること。

2 情報の収集・集約

(1) 交番・駐在所員等による「見たまま報告」の報告

発災地の現場警察官・警察職員がその場で現認した被災状況について、報告要領を所属職員に周知徹底し、発災時に速やかな報告がなされるよう配意すること。

なお、被害規模が甚大な場合、「見たまま報告」の報告が困難となり、報告され

る情報の正確性が低下する傾向にあることなどから、発災後数時間は、必要に応じて、警察庁が交番・駐在所等に対し、直接、電話による被災状況等の聴取を行う場合があることに留意すること。

(2) 現場警察官によるPⅢを活用した映像伝送

警ら用無線自動車乗務員、交番・駐在所員、警察本部執行隊員等は、「見たまま報告」の報告に加えて、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）の「災害カメラ」アプリ等により、活動場所周辺の状況を警察本部に迅速に映像伝送すること。

(3) 機動隊等によるドローンを活用した映像伝送

ドローンは、土砂崩れや倒壊家屋等の現場において、死角がある中でも一定程度の高さから状況を確認できるため、機動隊等はドローンにより、被災地の状況を警察本部に映像伝送すること。

(4) 航空隊によるヘリコプターテレビシステムを活用した映像伝送

警察用航空機は、機動力の高さや活動範囲の広さから、災害最初期の情報収集において果たす役割が大きいことを踏まえ、航空隊員は速やかに飛行準備を行い、ヘリコプターテレビシステムにより、倒壊家屋や土砂崩れのほか、道路寸断、津波の状況等を警察本部に映像伝送すること。

(5) 機動警察通信隊による映像伝送

災害警備本部は、機動警察通信隊に対して、被災現場へ向かう際はモバイルカメラ等により速やかに周辺道路状況及び現場状況の映像伝送を行い、その際、災害警備本部における現場状況の把握に資するよう、映像にアナウンスを積極的に付加するよう指示すること。

(6) 110番等による救助要請の迅速な集約

110番、警察署等の加入電話、現場警察官への申告等、多様な方法により行われる救助要請を迅速に集約するため、災害警備本部等に情報を集約する専従員を配置するほか、集約した情報については地図化すること。

(7) 孤立地域・集落に係る情報の収集・集約等

航空隊による情報収集活動、ヘリテレ映像の分析、報道機関を含む関係機関からの提報等により把握した孤立地域・集落に関する情報については、警察本部に報告の上、緊急性に応じ、警察官による現地確認等必要な対応を講じること。

(8) 偽・誤情報対策

インターネット上の偽・誤情報については、信憑性の確認・判断に時間を要し、被災地等における救助活動への支障や社会的混乱を生じさせるおそれがあるため、警備部門と生活安全部門が連携し、関連事業者に対して警察活動で把握した当該情報等について削除依頼等を行うこと。

(9) 人的被害関連情報の集約等

災害警備本部は、自治体の災害対策本部にリエゾンを派遣するとともに、人的被害等に関する情報のリストを災害対策本部に共有するなどして、災害対策本部における人的被害関連情報の整理等を積極的に支援すること。

その際、刑事部門及び警備部門は、緊密な連携の下、警察取扱死体数等の情報と同リストとの整合性を図るよう努めること。また、大規模災害の発生時に、関係機関間で迅速かつ的確に人的被害関連情報の共有ができるよう、平素から、警察と知事部局との間において、人的被害関連情報の整理等に係る要領を確認しておくこと。

3 早期の部隊展開

(1) 被災地へのルート解明

救助部隊が被災地に到達するためのルートを早期に解明するため、警察用航空機による上空からの確認、交通部隊等による実走、PⅢ形データ端末の軌跡の把握等により、道路交通情報の収集を行うとともに、収集した情報を部門間で速やかに共有・整理すること。

(2) 部隊の参集・出動訓練と帶同資機材の点検・整備

広域緊急援助隊においては、速やかな部隊派遣に資するよう、平素から、部隊の参集・出動に係る訓練を実施するほか、部隊が帶同する資機材の点検・整備を徹底するとともに、あらかじめ必要な資機材は車両に積載しておくなどすること。

4 災害対処能力の向上等

(1) 消防等との災害対処訓練の共同開催

迅速的確な救出救助活動を展開するため、自治体・消防等と災害対処訓練の共同開催等を通じて、それぞれの災害対処能力や装備等を確認し合い、災害現場での役割分担や救出救助の進め方を協議しておくこと。

(2) 自主防災組織等主催の訓練への積極的な参画

機動隊等が現場に到着するまでに、交番・駐在所員等が、自主防災組織、消防団等と連携して的確に救助活動を行うことができるよう、平素から、警察署を中心となり、地域住民も参画する災害対処訓練等を実施するとともに、自主防災組織・消防団等主催の訓練に、交番・駐在所員を含めて積極的に参画し、警察の災害対処能力の底上げ及び地域の共助意識の醸成を図ること。

(担当) 警備第二課課長補佐

サイバー犯罪対策課課長補佐

捜査第一課検視官

交通指導課課長補佐

